

## 別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

### (1) 変更の理由

波崎漁港は、一級河川利根川河口部に位置する第三種漁港であり、茨城県の南端に位置する北部太平洋海区最大のまき網船団を擁する漁業基地となっている。昭和 60 年に外港部の供用を開始し始めた整備途中の漁港であり、東日本大震災による災害復旧工事と調整を図りながら、防波堤の延伸、航路・泊地のしゅんせつ、外港拡張部の整備（臨港道路、護岸改良等）、漁港浄化施設の機能強化を進めている。一方、港口の防波堤が未完成であることに加え、港口が外洋に開かれた状態になっていることから、港内の静穏度が低く、沿岸漂砂の侵入による航路や泊地の水深不足の問題が起こっており、対策が急務とされている。水深不足に対しては、現在、「漁獲物の搭載量が多く喫水が深い運搬船は、他港に回航し水揚げする」、「潮汐を確認し満潮時まで待機して入出港する」等の対応を行っている。しかし、利根川河口部は季節によって高波浪に見舞われやすく、待機時間や航行時間が長くなることにより安全面の支障が生じている状況であり、改善が急務である。

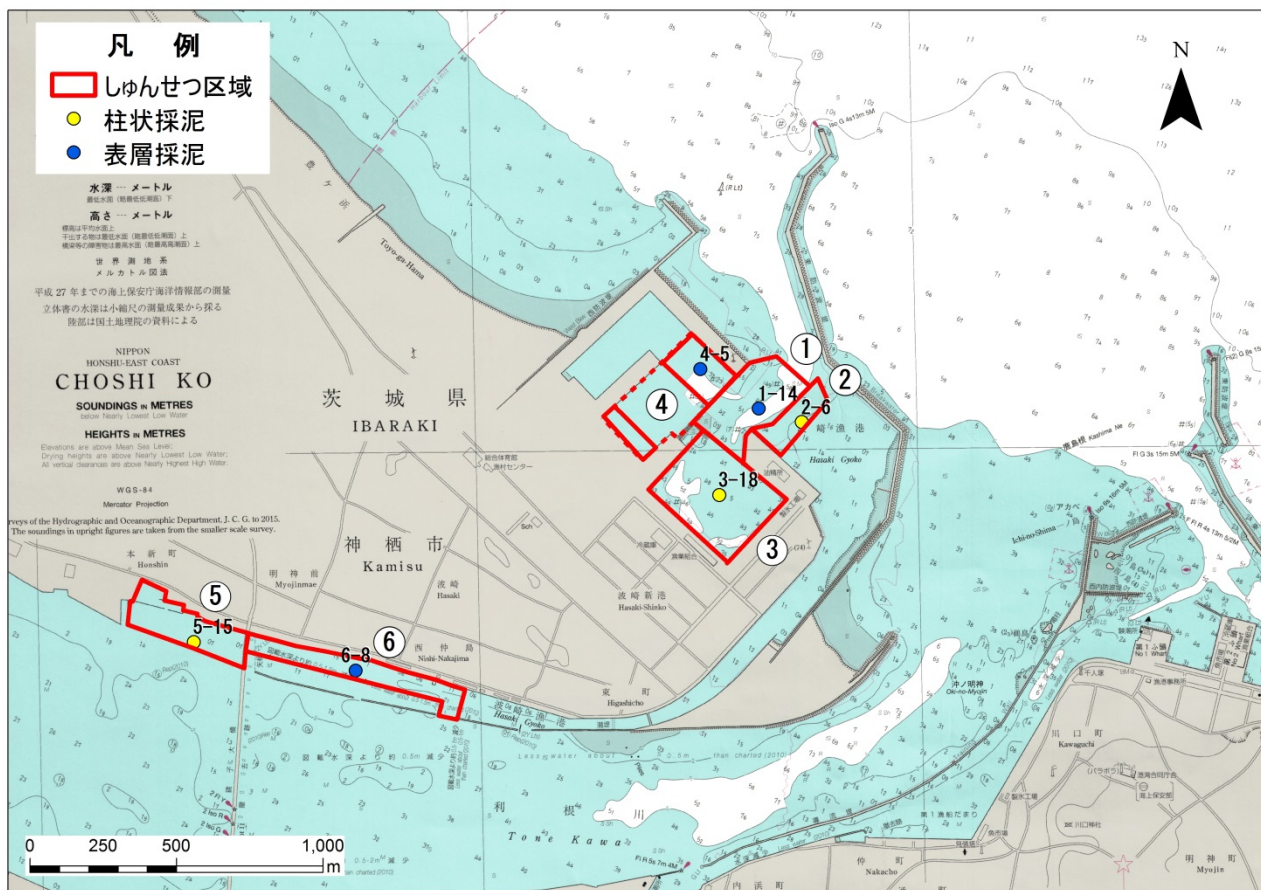
今回追加申請する水域（-6.0m 航路）は港口部に位置するため、沿岸漂砂の侵入が最も顕著であり、土砂堆積により船舶の航行に支障をきたしており、はさき漁業協同組合をはじめとする利用者から水深確保の要請を受けている。

廃棄物海洋投入処分変更許可申請にあたっては、海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の特性を把握するため、追加で 1 地点における水底土砂の判定基準の分析を行った（補足調査として、他 49 地点で強熱減量の分析を実施）。その結果、判定基準に適合することが確認されたことから、この 1 地点を含むしゅんせつ区域（-6.0m 航路）の追加、土砂堆積状況及び利用方法を鑑みてしゅんせつ時期延期によるしゅんせつ区域（-5m 泊地）の削除、それに伴う海洋投入処分をしようとする廃棄物の量の変更を申請するものである。

### (2) 水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置

既許可申請（許可番号：18-005）における水底土砂のしゅんせつ区域は、茨城県神栖市の鹿島灘に面する波崎漁港（第 3 種漁港）の図 1(1)に示す範囲（①～⑥）である。本変更申請では、図 1(2)に示すとおり、②をしゅんせつ区域から削除し、⑦で示す航路をしゅんせつ区域に追加した。

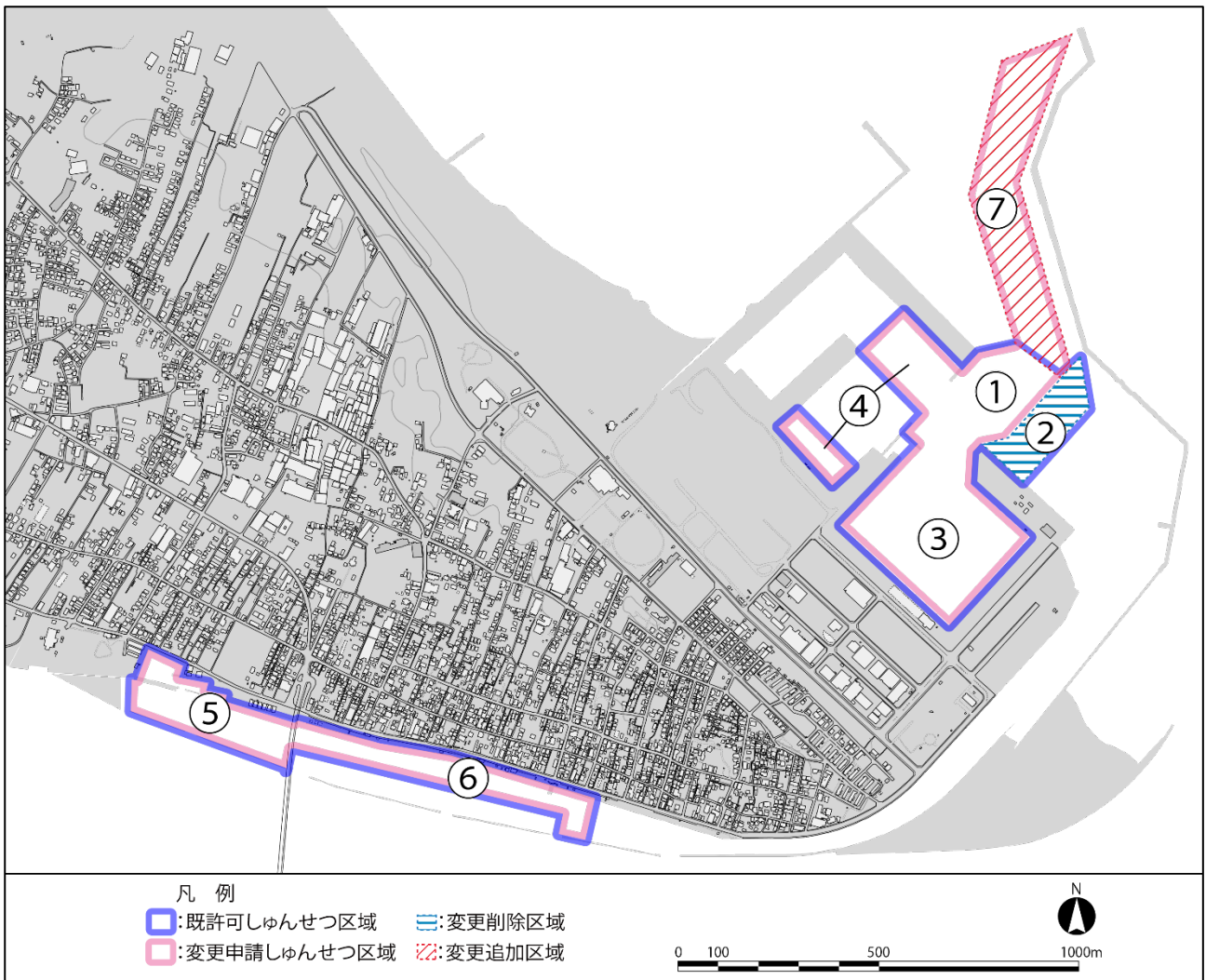
しゅんせつする土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 17 年政令第 209 号。以下「政令」という。）において規定する基準（以下「判定基準」という。）に適合しているかどうかを確認するための土砂試料採取位置は、既許可申請（許可番号：18-005）では図 1(1)に、本変更申請では図 8 に示すとおりである。



備考) 図中の丸数字はしゅんせつ区域を示す番号、数字は土砂試料採取の地点番号を示す。

出典) 「海図 W85 銚子港」(海上保安庁、平成28年)より作成

図1(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置  
(既許可申請のしゅんせつ区域)



出典)「基盤地図情報」(国土地理院)より作成

図1(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域  
(本変更申請のしゅんせつ区域)

### 1) 既許可申請(許可番号: 18-005)における判定基準への適合状況の確認方法

既許可申請(許可番号: 18-005)における政令で定める判定基準への適合状況の確認方法は、以下のとおりである。

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、採取を行った地点は図1(1)に示す6地点(黄色及び青色凡例)である。これらは以下に示す理由により、しゅんせつ区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

波崎漁港には、港内に流入する水路はなく、しゅんせつ範囲における陸域からの流入負荷はほとんど想定されない。また、過年度の研究<sup>1</sup>から、波崎漁港の土砂堆積は、利根川河口及び鹿島灘からの漂

<sup>1</sup> 参考文献

- ・佐藤慎司他(2000): 利根川河口部の漂砂機構と波崎海岸への土砂供給の実態, 海岸工学論文集, 第47巻, pp. 656-660
- ・宇多高明他(2007): 利根川からの土砂流入のある波崎漁港周辺の海浜変形の実態と予測, 海岸工学論文集, 第54巻, pp. 586-590

砂によることが明らかになっている。さらに、図4及び図6のとおり、土砂の供給源となっている利根川河口及び鹿島灘における既往の水底質調査結果をみると、過去5～10年において大きな変動はみられない。

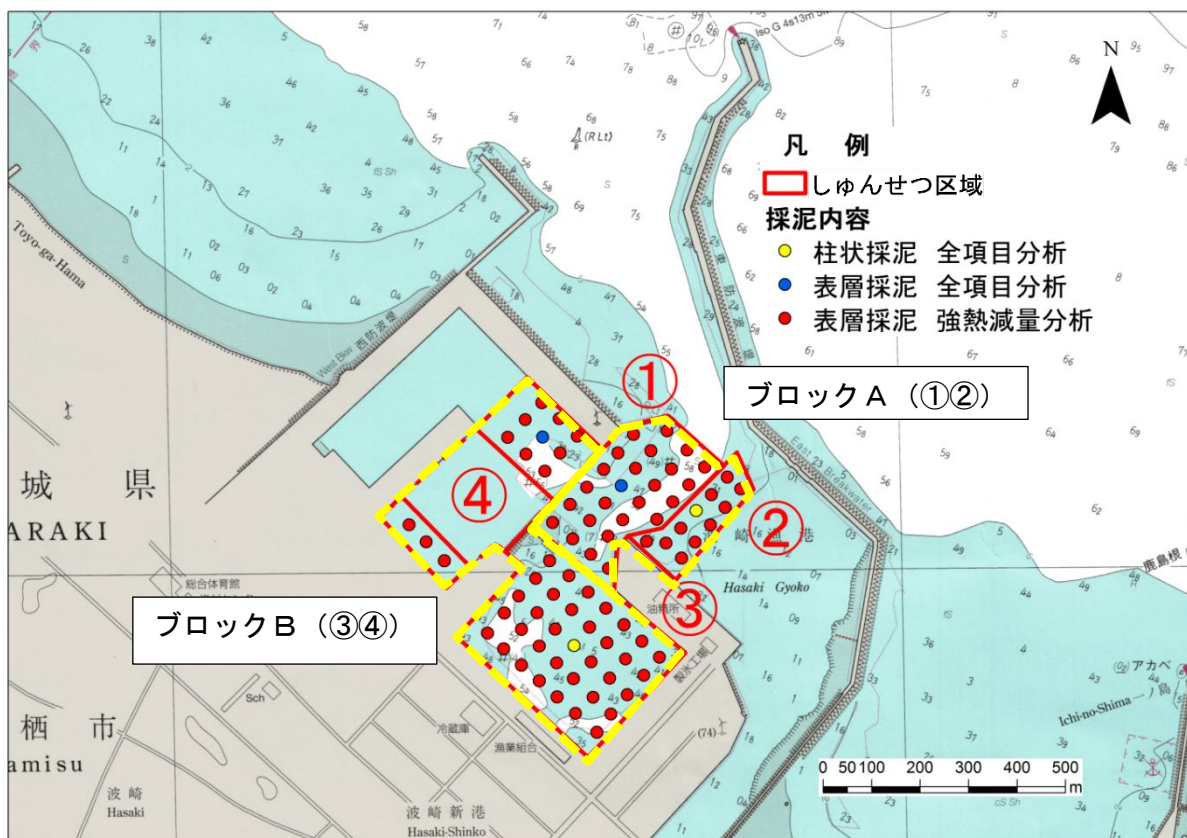
このことから、海洋投入を計画する水底土砂の性状は、図2に示すとおり、閉鎖性の高いブロック(③～⑥：グループB及びC)とその他の範囲(①、②：グループA)で有機物量(強熱減量)の観点から若干の違いはみられるものの、概ね同様の傾向を示しているものと考えられる。

- ・グループA(ブロック①②)：港口に近く、利根川や鹿島灘からの漂砂の影響を受けやすい。
- ・グループB(ブロック③④)：外港部奥側に位置する泊地で、Aに比べ閉鎖的な水域である。
- ・グループC(ブロック⑤⑥)：河堤に囲まれた河港部で、Aに比べ閉鎖的な水域である。

このため、各グループの代表点1地点(図1黄色凡例)の柱状採泥を行い、判定基準との比較を行った。

しゅんせつ区域のうち、①及び③～④はD.L.-6m、②はD.L.-5m、⑤はD.L.-3m、⑥はD.L.-2mまでのしゅんせつを計画しており、図7に示す現況の水深から、しゅんせつ深は②が最大で約1.5m、その他の範囲については1m未満となる。このため、②を含むグループAの代表点(2-6)では、鉛直方向の性状を把握するために2mの柱状採泥を行い、表層～海底面下1m及び海底面下1m～2mの範囲をそれぞれ混合して1検体として分析を行った。同様に、グループB及びグループCの代表点(3-18、5-15)では1mの柱状採泥を行い、表層～海底面下1mの試料を混合して1検体として分析を行った。





出典) 「海図 W85 銚子港」 (海上保安庁、平成 28 年) より作成

図 2(1) 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置 (外港部)



出典) 「海図 W85 銚子港」 (海上保安庁、平成 28 年) より作成

図 2(2) 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域と試料採取位置 (河港部)

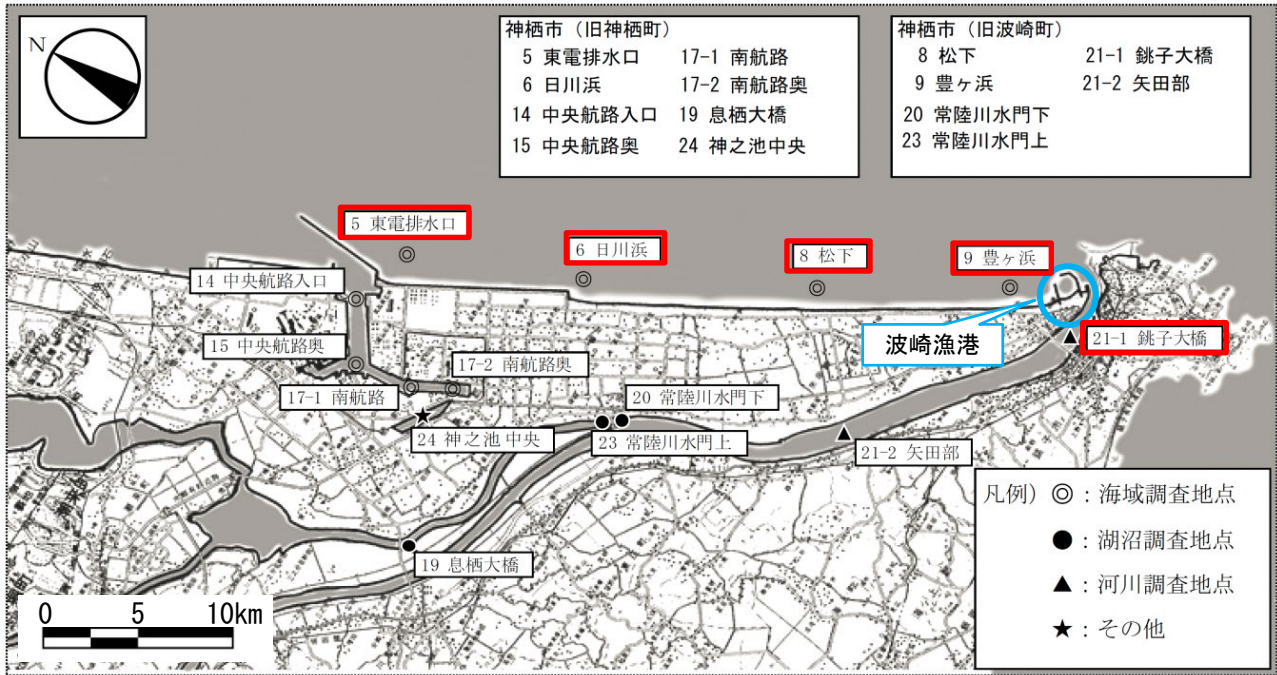


図3 神栖市水底質調査地点図

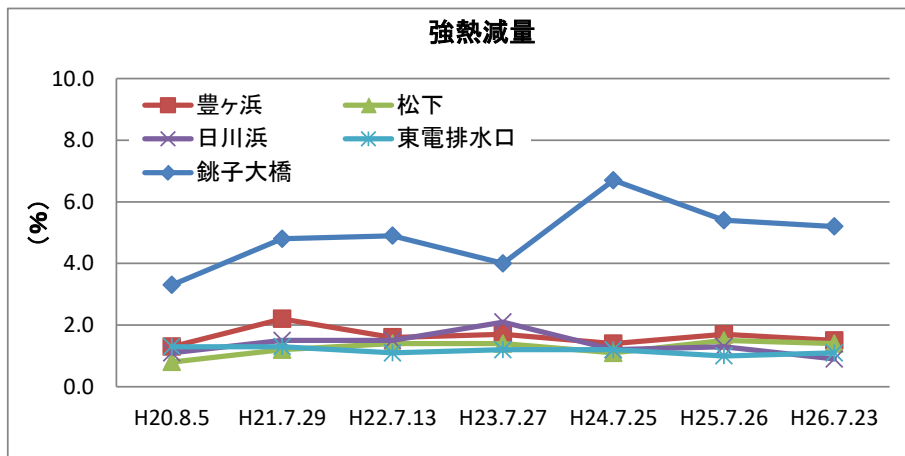


図4 神栖市底質調査結果経年変化図（強熱減量）



図5 公共用水域水質測定地点（銚子大橋・太平洋1）

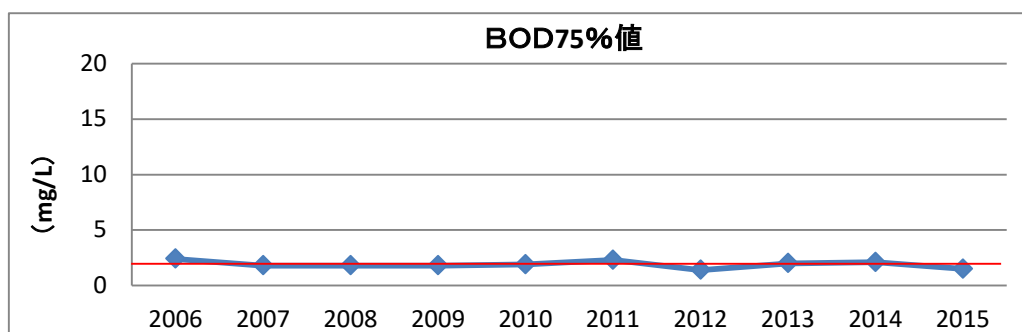


図6(1) 公共用水域水質測定結果経年変化（銚子大橋：河川A類型）

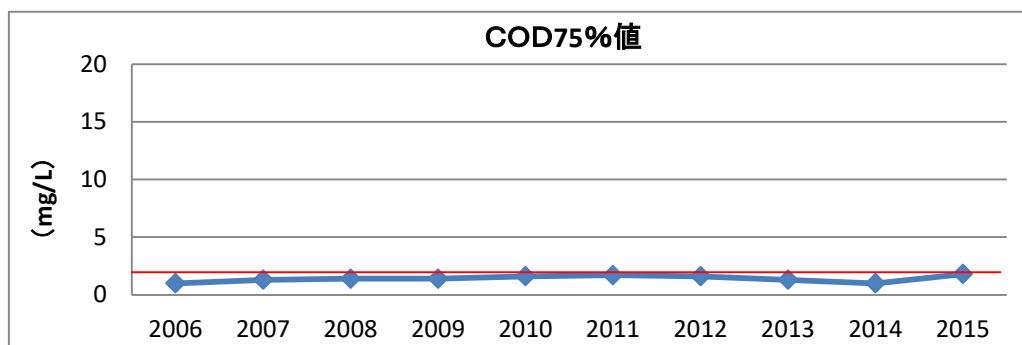


図6(2) 公共用水域水質測定結果経年変化（太平洋1：海域A類型）



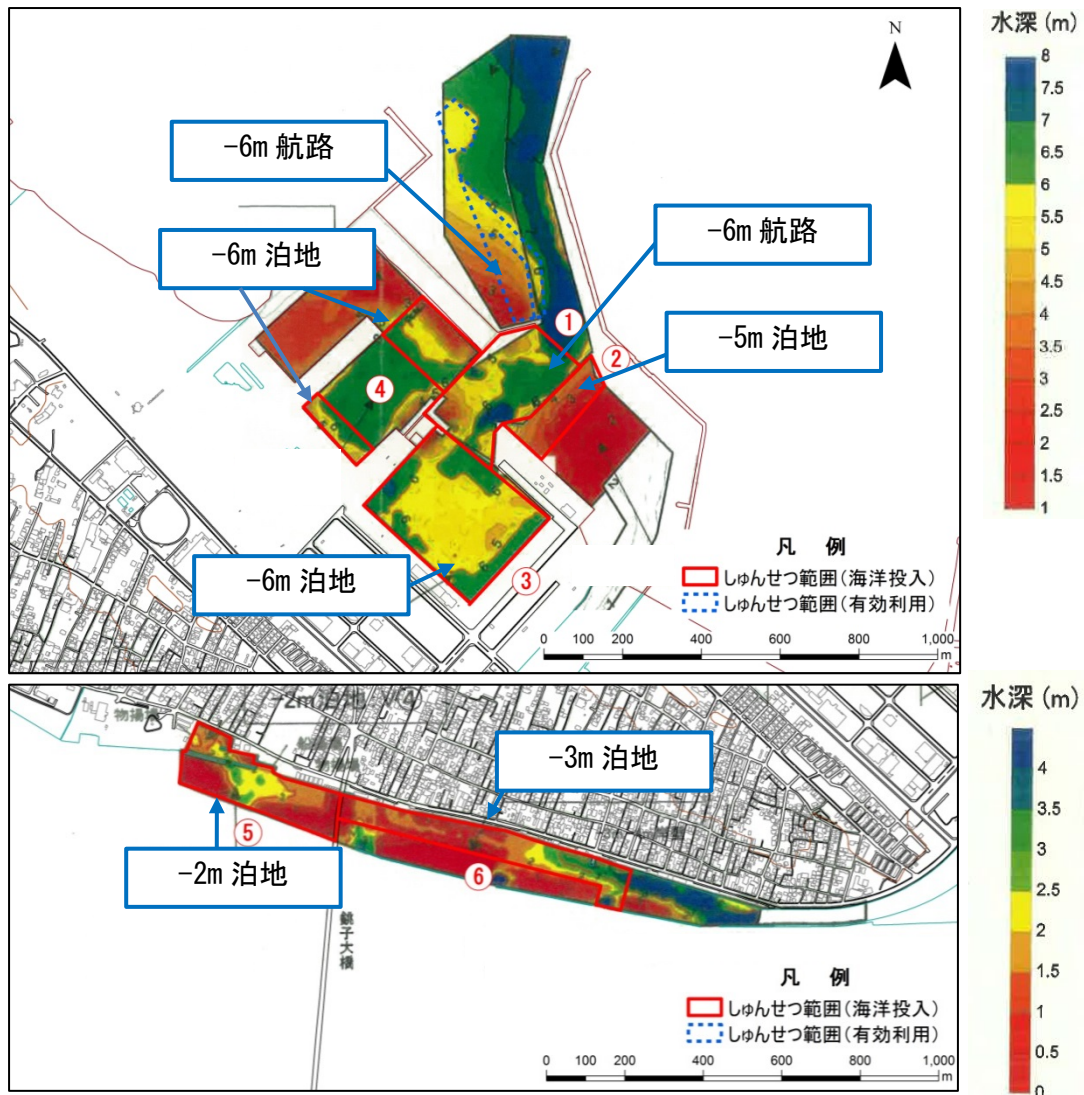


図7 現況水深図（平成28年現在）及びしゅんせつ範囲

なお、しゅんせつ区域は港内であることから、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類作成の手引き」（環境省水・大気環境局、平成29年8月：以下「手引き」という。）に従い、50m 間隔で配置した補足地点（図2 赤色凡例）においてGrab式採泥器による表層採泥を行い、有機物量を指標する強熱減量の値が過去の分析結果と比べて統計的に有意に変動しているか否かを検証した。その結果、過去の傾向と異なる変動を示した地点はなかったことから、しゅんせつ区域における水底土砂の性状は概ね一様であり、代表点における分析結果はしゅんせつ区域における水平的な分布状況を反映していると判断された。

試料採取地点の概要は、表1のとおりである。



表 1 試料採取地点の概要（既許可申請）

分類	目的	地点配置の考え方	採泥方法・採取層	分析項目
代表点	判定基準の適合状況の確認 (鉛直方向の性状把握含む)	グループ A~C の 各代表点 3 地点 (3 地点: ②-6 ③-18, ⑤-15)	柱状採泥による 表層~海底面下 1m(A~C) 及 び海底面下 1~2m(A) の採泥	判定基準 34 項目
判定地点	判定基準の適合状況の確認 (表層のみ)	グループ A~C の 各補足地点 (3 地点: ①-14 ④-5, ⑥-8)	グラブ式採泥器による 表層採泥	判定基準 34 項目
補足地点	水平方向の 性状分布の確認	「底質調査方法」 に基づき概ね 50m 間隔に配置 (計 111 地点)	グラブ式採泥器による 表層採泥	強熱減量

2) 本変更許可申請により新たに加えられたしゅんせつ範囲から採取された試料の判定基準への適合状況の確認

本変更申請における政令で定める判定基準への適合状況の確認方法は、以下のとおりである。

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、柱状採取を行った地点は図 8 に示す 1 地点（地点名 37：青色凡例）である。これらは以下に示す理由により、しゅんせつ区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

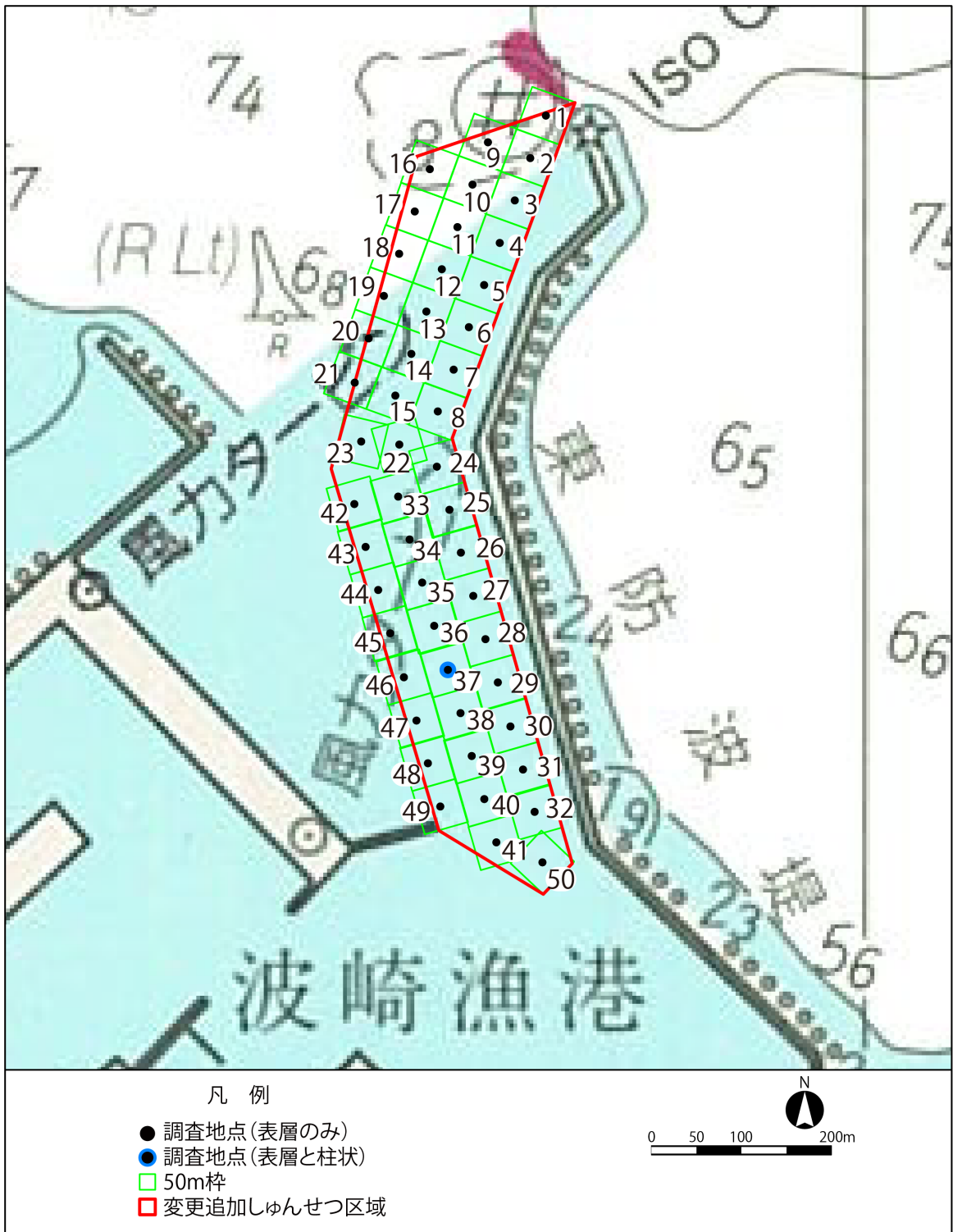
しゅんせつ区域は D.L. -6m までのしゅんせつを計画しており、現況の水深から、しゅんせつ深は最大で約 1.2m となる（詳細は添付書類 1 に記載）。このため、鉛直方向の性状を把握するため 1.2m の柱状採泥を行い、2 分割して 2 検体の分析を行った（1 検体の採取厚は 0.6m）。

なお、しゅんせつ区域は港内であることから、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類作成の手引き」（環境省水・大気環境局、平成 29 年 8 月：以下「手引き」という。）に従い、50m 間隔で配置した補足地点（図 8 黒色凡例）においてグラブ式採泥器による表層採泥を行い、有機物量を指標する強熱減量の値が過去の分析結果と比べて統計的に有意に変動しているか否かを検証した。その結果、過去の傾向と異なる変動を示した地点はなかったことから、しゅんせつ区域における水底土砂の性状は概ね一様であり、代表点における分析結果はしゅんせつ区域における水平的な分布状況を反映していると判断された。

試料採取地点の概要は、表 2 のとおりである。

表 2 試料採取地点の概要（本変更申請）

分類	目的	地点配置の考え方	採泥方法・採取層	分析項目
代表点	判定基準の適合状況の確認 (鉛直方向の性状把握)	1 地点 (地点名 37)	柱状採泥による 表層~海底面下 1.2m の採泥	判定基準 34 項目
補足地点	水平方向の 性状分布の確認	「底質調査方法」 に基づき 50m 間隔 に配置(計 49 地点)	グラブ式採泥器による 表層採泥	強熱減量



出典) 「海図 W57 犬吠埼付近」 (海上保安庁、平成 29 年) より作成

図 8 海洋投入処分しようとする水底土砂のしゅんせつ区域と底質調査地点  
(本変更申請)

### (3) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、採取を行った地点を前出図2及び図8に、既許可申請の分析結果を表3に、本変更申請の分析結果を表4に示す。

なお、柱状採泥を行った地点②-6、③-18及び⑤-15（図1(1)参照）、地点37（図8参照）の分析結果については、手引きに従い、コア厚と通常基準値から判定基準換算値を求め使用した。

表3及び表4より、しゅんせつ計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」<sup>2</sup>を全て満足している。またしゅんせつ場所は前述の茨城県鹿島灘沿岸であることから「指定水底土砂」<sup>3</sup>に該当しない。

採取試料の判定基準への適合状況は、すべての項目が判定基準を満足するものであった。

したがって、しゅんせつにより発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

⋮

---

<sup>2</sup> 「水底土砂に係る判定基準」：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）により定める水底土砂に係る判定基準および、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和48年政令201号）により定める「特定水底土砂」の判定基準

<sup>3</sup> 「指定水底土砂」の判定基準：環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が20%以上であること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令209号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年環境庁告示第18号）関連

表 3(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層)

項目	単位	地点 ①-14	地点 ④-5	地点 ⑥-8	判定基準	判定
		表層				
		試料採取日 平成 29 年 11 月 21 日				
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.3	0.4	0.1	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	4 未満	40 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.16	0.16	0.31	10 以下	○

備考) 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。



表 3(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥: 2m)

項目	単位	②-6		判定基準		判定
		表層~1m	1~2m	(参考) 判定基準	換算値 (1/2×判定基準)	
		試料採取日 平成 29 年 11 月 21 日				
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.2	0.2	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.27	0.75	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 1/2 とした。

表 3(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (柱状採泥: 1m)

項目	単位	③-18	⑤-15	(参考) 判定基準	換算値 (1/2×判定基準)	判定
		表層～1m				
		試料採取日 平成 29 年 11 月 23 日	試料採取日 平成 29 年 11 月 21 日			
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0025 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0015 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	1.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	1 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.2	0.4	15 以下	7.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.15 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2.5 以下	1.25 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.2 未満	0.2 未満	2 以下	1 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1.2 以下	0.6 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1.5 以下	0.75 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	20 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.02 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.5 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.04 未満	0.4 以下	0.2 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	3 以下	1.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.01 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.03 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.015 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.1 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下	0.05 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.25 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.067	4.9	10 以下	5 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料 1m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 1/2 とした。

表 4 水底土砂に係る判定基準への適合状況（柱状採泥：1.2m）

項目	単位	37		(参考) 判定基準	換算値 (0.5/0.6×判定基準)	判定
		表層～0.6m	0.6～1.2m			
		試料採取日 令和4年12月7日				
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと		○
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0042 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
有機りん化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.83 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.5 以下	0.42 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	0.083 以下	○
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下	0.83 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下	0.0025 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	3 以下	2.5 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	2 以下	1.7 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.16	0.22	15 以下	12.5 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.3 以下	0.25 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	2.5 以下	2.08 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	2 以下	1.7 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	1.2 以下	1.0 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.009	0.010	1.5 以下	1.25 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	4 未満	4 未満	40 以下	33 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.2 以下	0.17 以下	○
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.017 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.04 以下	0.033 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	1 以下	0.83 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.4 以下	0.33 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	3 以下	2.5 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.06 以下	0.05 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02 以下	0.017 以下	○
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.006 未満	0.06 以下	0.05 以下	○
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下	0.025 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.17 以下	○
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	0.083 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	0.008	0.011	0.1 以下	0.083 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.5 以下	0.42 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0030	0.25	10 以下	8.3 以下	○

備考) 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. 柱状試料1.2m分を2等分（試料のコア厚0.6m）して分析したため、判定基準は通常基準値の0.5/0.6=0.83倍とした。